

第1回赤穂市総合教育会議議事録

1. 日 時 平成27年5月13日(水) 午後4時30分～午後5時30分
2. 場 所 赤穂市役所6階第2委員会室
3. 出席者
 - (1) 市長及び教育委員会 明石元秀、尾上慶昌、池本芳文、山本千代、中村良廣、橋本捷一郎
 - (2) 事務局 高山康秀、平野佳秀、澁江慎治、三谷勝弘、藤本浩士、東南武士、近藤雅之
4. 会議の概要
 - (1) 開会
 - (2) 市長挨拶
 - (3) 報告事項
 - ・赤穂市総合教育会議設置要綱について
 - ・赤穂市総合教育会議公開要領について
 - (4) 協議事項
 - ・赤穂市総合教育会議の概要について
 - ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について
 - (5) その他
 - (6) 閉会

司会 定刻になりましたので、ただ今から、第1回赤穂市総合教育会議を開催いたします。司会進行の赤穂市市長公室長の高山です。どうぞよろしく願いいたします。それでは、開会にあたりまして、明石市長よりご挨拶を申し上げます。

市長 皆様こんにちは。本日は、お忙しい中、第1回赤穂市総合教育会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より赤穂市の教育行政に御尽力をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。さて、ご案内のとおり、本年度から、新しい教育委員会制度が始まり、教育長と教育委員長が一本化された新たな教育長が誕生するとともに、総合教育会議が設置され、会議については首長が主催することとなっております。この新制度のもとで、私は、教育長と教育委員の皆さんとともに、さまざまな議論を交わしながら、教育政策の方向性を共有することによって、よりよい教育に向けて取り組んでいけるものと期待をいたしております。本日は、第1回目ということもありまして、設置要綱等についての報告をさせていただきますほか、総合教育会議の概要や大綱の策定の考え方等についてご協議いただくことといたしております。皆様方の忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではありますが

すが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。続きまして、報告事項に入ります。赤穂市総合教育会議設置要綱及び赤穂市総合教育会議公開要領についてであります。事務局から説明させていただきます。

事務局 それでは、赤穂市総合教育会議設置要綱について、ご説明いたします。お手元の資料をお願いします。まず第1条、設置としまして、この総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、設置するものであります。次に、第2条、所掌事務として、会議は、法第1条の4第1項に掲げる事項に関する協議及び調整を行うものとしています。次に第3条、構成員として、会議は、市長及び教育委員会をもって構成するとしています。次に、第4条第1項で、会議は市長が招集するとし、第2項で、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができるとしています。第3項で、会議の議長は市長をもって充てるとしています。次に、第5条、意見聴取として、協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者から意見を聞くことができるとしています。次に、第6条で、この会議は公開するとし、ただし、個人の秘密を保つため又は会議の公正が害されるおそれがあると認める時は、この限りではないとしています。次に、第7条として、議事録を作成して公表するとし、第8条で、会議で調整を行った事項について、構成員は、その結果を尊重しなければならないとしています。次に、第9条として、会議の庶務は、市長公室企画広報課において処理するとし、次に、第10条として、この要綱に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしています。次に付則として、この要綱は平成27年4月1日から施行する。としています。なお、要綱第1条及び第2条の条文にあります「法第1条の4第1項」の規定について、参考といたしまして、別添の「資料1」として掲載をしておりますので、合わせてご確認をいただければと思います。続きまして、赤穂市総合教育会議公開要領について、ご説明いたします。主な箇所についてご説明いたします。まず、第1条で、この要領は、赤穂市総合教育会議の公開について、必要な事項を定めるとしています。第2条で、会議の開催は、会議開催決定後、ホームページ等で公表するとし、次に、第3条で、会議の非公開については、会議において決定するとしています。（設置要綱第6条で、会議は公開するとしています。）第4条で、傍聴人の決定方法を定め、第5条で、傍聴人の守るべき事項を、また、第6条で、会議が非公開と決定した場合の傍聴人の退出を定め、第7条、議長の指示として、傍聴人は議長の指示に従わなければならない、と定めています。

付則として、この要領は平成27年4月1日から施行するとしています。説明は以上であります。

司会 事務局の説明は終わりました。報告事項について何かご質問等ありますか。
(質疑なし)

司会 なければ、次に進みます。それでは、会議の運営及び公開等については、要綱に基づいて行ってまいりたいと思います。ただ今報告いたしました、要綱第4条第3項により、市長が議長となりますことから、市長に進行をお願いいたします。

市長 それでは、要綱に基づきまして、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。まず、協議事項に入ります前に、本日の会議に傍聴の申し出がございます。会議の傍聴につきましては、先ほど報告いたしました赤穂市総合教育会議設置要綱第6条の規定によりまして原則公開としておりますが、個人の秘密を保つため必要があるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではありません。しかしながら、本日の議事内容につきましては、お手元のとおりであり、但し書きに該当するような案件はないものと思われまので、傍聴希望者の方に傍聴を許可してもよろしいですか。

委員 異議なし

市長 異議なしというお言葉をいただきましたので、傍聴を認めるということで、傍聴の方にお入りいただきます。しばらくお待ちください。
(傍聴者、報道入室)

市長 お待たせいたしました。報道の方をお願いいたします。会議中の写真撮影等のご遠慮いただきますので、ご希望があれば、ただ今の時間で、写真等の撮影を行っていただきたいと思っております。

それでは、協議事項に入ります。まず、赤穂市総合教育会議の概要について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、総合教育会議について説明させていただきたいと思っております。まず、おくばりしている1枚ものの資料ですが、4月1日施行の教育委員会制度改正のポイントは4つございます。ポイント1は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、ポイント2は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、ポイント3は総合教育会議の設置、ポイント4は、教育に関する「大綱」の策定です。ポイント3総合教育会議をご覧ください。総合教育会議を設ける趣旨、先ほどの設置要綱にもございましたけれども、現行制度におきましては、首長は、予算の編成、執行それから条例案の提出を通じて教育行政に大きな役割を担っております。一方、教育委員会は、公立学校の設置・管理・廃止や教職員の人事、教育課程、生徒指導などの役割を担っていました。しかしながら、

一般的に、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないという問題があり、また地域の教育の課題や教育のあるべき姿を共有できていないという課題がありました。こうしたことから、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、今回の改正により、総合教育会議というものを設置することになったわけでございます。資料2をご覧ください。資料2と3は、平成26年7月17日付の、文部科学省初等中等教育局長から出されました、今回の法律改正に関する通知です。先ほどの設置要綱の説明と重複する部分もありますが、概要を説明いたします。資料2の1ページ（1）の1）で会議は首長が設置するとしております。2）は、構成員等ですが、首長及び教育委員会により構成されます。ページを、めくっていただいて、2ページの太字の留意事項（1）の会議の位置づけと構成員の説明ですが、（1）総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけになっております。首長と教育委員会それぞれの執行権限の一部を会議に移して、会議の場で決定を行うものではないため、決定機関ではございません。そういった位置づけになっております。続きまして、1ページの（2）におもどりください。ここは、総合教育会議の中でこういったものを協議、調整していくのかということで、設置要綱の所掌事務がここの内容になります。1ページ（2）、点線で囲んでいる部分ですが、協議すべきとされる3つの事項がありまして、その1番目として、（1）大綱の策定に関する協議というのが、定められております。この今回の改正において、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるという観点から、大綱は首長が策定するものということで位置づけされています。続きまして、（2）協議すべき事項の2番目ですが、教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議ということですので。協議すべき事項の3つ目として、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議ということがございます。具体的にはこういったことを協議していくのかということですが、4ページの（3）会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例の1）をご覧ください。黒丸の箇所ですが、一つには、学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など予算の編成、執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項とされております。二つ目には、幼稚園、保育園、認定子供園を通じた幼児教育、保育のあり方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援、など、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項ということにされております。ここに掲げる想定される事項というのは、例えば、来年度の予算

編成に反映させるための市としての教育に係る重要な施策といったものを総合教育会議の中で協議していく内容になると想定しております。協議すべき事項の3つ目として、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議の具体例としては、4ページの2)に、該当すると想定される事項として、まず、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項としましては、黒丸の箇所ですが、一つとしていじめ問題により児童生徒等の自殺の発生した場合、2つ目として、通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合、そういった事項が該当すると想定されているところでございます。また、その緊急の場合に講ずべき措置の協議でございますが、その下に4つ掲げてございますが、1つ目として、災害の発生により生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害が生じており、防災担当部局と連携する場合、2つ目として、災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合、3つ目としまして犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合、4つ目として、いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合ほか、いじめ防止対策推進法第28条に掲げる重大事態の場合（いじめにより、学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）というような緊急事態が発生した場合に、この会議を開催して対策を講じていくというのが想定されているところです。次に2ページに戻っていただいて、(3) 調整結果の尊重義務です。総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないこととされております。調整が行われた場合とは、首長及び教育委員会の双方が合意した場合のことを指します。次に、(4) 会議の公開と議事録の作成及び公表です。1) 総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除き、公開することとされております。これは、議論を公開し、説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するためのものです。また2) では、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないこととされております。これにつきましては、教育委員会では現在も会議の公開、及び議事録の公表を行っているところでございます。次に(5) 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要がある

と認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができることとされております。この場合の関係者又は学識経験を有する者とは大学教員や、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の委員、PTA関係者、地元の企業関係者等が想定されています。以上で総合教育会議の概要についての説明を終わります。

市長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

(質疑なし)

ご発言がないようでしたら、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、大綱の制定について説明いたします。資料3をご覧ください。大綱の制定につきましては、教育委員会制度の改正の4つのポイントの一つとなっております。1ページの1大綱の制定についての改正法の概要ですが、1) 地方公共団体の長は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとすることとされております。また、2) 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとしてとされております。首長が定めなければならない趣旨としましては、2留意事項に記載がありますが、地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしております。2ページの(1)大綱の定義ですが、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。2)大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされております。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであることとされております。(2)大綱の記載事項ですが、各地方公共団体の判断に委ねられているものがあるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や

条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられます。また法律で、教育の他に学術及び文化の振興に関する総合的な施策を記載するものと規定されていることから、教育の他、学術、文化、スポーツも大綱の対象となってきます。次に（３）の地方教育振興基本計画その他計画との関係ですが、１）地方公共団体において、教育基本法第１７条第２項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこととされており、本日は、大綱についての方向性を、この会議で協議、調整していただくこととなります。ここで、赤穂市教育振興基本計画について、ご説明いたします。赤穂教育プラン赤穂市教育振興基本計画の冊子２ページをご覧ください。計画策定の趣旨ですが、平成１８年に教育基本法の全面改正が行われ、教育行政については、国の責任と地方公共団体との適切な役割分担を明示するとともに、地方の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めることが規定されました。兵庫県においては平成２１年に「ひょうご教育創造プラン（兵庫教育基本計画）」が策定されました。赤穂市では、市長が市民参画のもと、教育施策も含めた赤穂市の市政運営の総合的な計画として、平成２３年から平成３２年を目標年次とした、赤穂市総合計画を策定しております。総合計画の５つの柱のひとつに「学び」「生涯にわたり夢をはぐくむまち」を設定しています。その実現を目指すための教育計画については、総合計画の部門計画と位置付け、総合的・計画的に教育課題に取り組むこととしております。市では、教育基本法に基づく、赤穂市の教育の中期的な取組の考え方や、具体的な施策を示す基本計画である赤穂市教育振興基本計画を策定しております。３ページの計画の構成ですが、基本構想、基本計画、実施計画で構成され、全体計画期間は、平成２３年度から、平成３２年度までの１０年間となっております。教育振興基本計画の概要版をご覧ください。まず、基本理念「“あすの赤穂”をになうこころ豊かな人づくり」があり、３つの施策の方向性、３つの方向性のそれぞれの下に基本施策があり、その下にそれぞれの施策の取組があります。また施策の取組を実現するために、施策の実践目標を定めております。赤穂市の教育大綱についての考え方ですが、①赤穂市教育振興基本計画と教育大綱はともに、国の教育振興基本計画を参酌して策定するとされていること②地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３が求めている、大綱の趣旨「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる大綱を定めること」について赤穂市教育振興基本計画は、「教育環境、生涯学習、スポーツ、地域文化」を施

策の方向とし、その取組の考え方や、具体的な施策を示す基本計画であり、その施策の根本となる方針が大綱の条件を満たすものであると考えること③赤穂市教育振興基本計画の特徴にあげられているように、検討委員会や教育委員会での議論など、広く意見や考え方を反映した計画となっていることをふまえて、赤穂市教育振興基本計画と教育に関する大綱の在り方をご協議いただければと思います。説明は以上です。

市長 事務局の説明は終わりました。私としては、今の説明にもありましたように赤穂市教育振興基本計画をもって大綱とすることが妥当であると考えますが、教育長から何かご意見はございますか。

教育長 ただいま事務局から説明がありましたけれども、赤穂市教育振興基本計画ですけれども、これは教育基本法第17条第2項の規定により国、県の教育振興基本計画を参酌して策定されたものであります。策定に当たりましては、学識経験者、保護者等10名、庁内検討委員会20名により、それぞれ検討委員会を設置しまして平成23年2月から平成24年1月までの1年間にわたり検討され、広く関係者や市民の意見を取り入れながら教育、文化、学術、スポーツ等の振興を網羅し、さらに市民の、市の実情に応じて策定されたものであります。その基本理念、目標や施策の方針は大綱に該当するものと考えられます。従いまして、新たに大綱を策定するまでもなく、赤穂市教育振興基本計画をもって大綱とすることが適当であると思われまます。また、兵庫県教育委員会をはじめ、兵庫県内41市町のほとんどが教育振興基本計画をもって大綱にすると聞いております。特に赤穂市の教育振興基本計画の基本構想は、教育振興施策の大綱として定めることとされております。すでに大綱としての概念を先取りしたものになっております。そういった点からも市長のお考えどおり、赤穂市教育振興基本計画をもって大綱とすることが適当であるとは私と考えております。

市長 教育委員の方で何かご意見はありませんか。

委員 教育長が言われた教育振興基本計画は、平成23年から平成24年に策定されたものですが、私たちの意見もこの中に入っております。これはすべての関係者の英知をもって策定されたものであると思います。この教育振興基本計画ですけれども、今年度に見直し作業があることもございまして、見直しによって、また変わるかと思ひます。現段階ではこの教育振興基本計画を今回の大綱としたいと私は思ひます。

委員 先ほどもおっしゃられましたが、この教育振興基本計画は、教育につきまして非常に網羅されております。教育環境、生涯学習、スポーツについて、そして、夢を育む教育という市長の方針から、やはり、地域に対して子ども達が誇りを持てる文化、歴史といったことが大事にされております。個性ある地域文化を創造するという点からいたしましても、私はこの歴史、文化、伝統を継承

し活用する、また、ハーモニーホール、市民会館、公民館を通じての文化、芸術活動といった面も取り上げられておまして、単に教育環境とか学校教育によらず全般的に赤穂市の将来を見据えた計画だと思います。これを大綱としていただくので賛成であります。ただ一点、細かいことを申しますが、義務教育を充実するという中にあって、国際理解教育の推進ということがうたわれておりますが、教育振興基本計画の概要版には、目標指標一覧にあります目標指標としての国際理解教育の具体的な内容が、学校の外国語指導助手の充実ということがあるのですが、やはりグローバル化された現代、子ども達が外国へ積極的に色々な経験を求めて出ていくような施策を考えていただけたらというのが、私のこれを見た意見であります。実際に教育委員会の中でも教育振興基本計画を何年か前に検討させていただきましたが、その時にも少しそのような意見が出たように覚えております。基本的にはこれをもって大綱としていただくのに賛成であります。

委員　私も同じ意見なのですがすけれども、教育振興基本計画を作った時にもすごく教育委員会の方でもいろいろな意見が出まして、その中で教育委員会及び関係各所の方々との意見を踏まえて、充実した内容に策定できているものと思っております。これを今度、新しく大綱にするのに作り直したらいいのではないかと。いった事になれば、今まで皆が考えてきた、知恵を出してきた一番充実した内容になっていると思うので、また違ったものを出すというのは非常に難しく、今までのものを否定される可能性があり非常に難しい。見直しの時期というものもありますので、その時にまた足していくもの引いていくものを検討しつつ、大綱の方も充実したものに変わっていったらいいと思っておりますので、私の方も、皆さんと同じように教育振興基本計画を大綱に代えていただけたらと思います。

委員　私は赤穂市の総合計画の作成に関わる事ができまして、その際には私なりに意見を言わせていただきました。また、教育振興基本計画についても十分意見を言わせていただきまして、内容についてはその他の委員さんも含め、活発な形で教育振興基本計画の策定に関わったと私は思っております。そういった意味で、大綱にふさわしい教育に関する総合的な施策になっていると私は思っております。ただ、新しい教育課題、キャリア教育ですとか、あるいはインクルーシブ教育についての内容の進化とか、あるいはグローバル教育に対応した教育は、もう少ししていかなければならないと思ったりします。それにつきましては、見直しの時期ですので、とりあえずはこれを大綱とし、見直しの時により良い大綱を作っていただきたいと思っております。

市長　教育長及び委員のご意見を伺っておりますと、基本的には今の赤穂市教育振興基本計画を大綱にすることで良いというご意見であります。ただし、見直し

の時期もございますので、キャリア教育、あるいはグローバル化の教育についても見直したらどうかというご意見もいただいております。総合いたしますと、一つには教育振興基本計画と策定すべき市の教育大綱は、ともに国の振興基本計画を参酌して策定しておるという現実があり、また、大綱に求められている項目である教育、学術、文化の振興に関する施策については、教育振興基本計画にすでに網羅されておるということでもあります。もう一つは、教育振興基本計画そのものは、これまで検討委員会や教育委員会などのご意見や考え方が十分反映された計画であるというようなことから、あえて作らなくても教育振興基本計画をもって大綱とするということによろしいでしょうか。

委員 異議なし

市長 大綱につきましては、そのようにさせていただきます。

次に、その他に入ります。事務局から何かありますか。

事務局 今後の会議のスケジュールについてであります。事務局としましては、この会議は、原則ではあります。年度当初と予算編成前の年2回程度の開催を考えております。ただし、緊急を要する場合は、随時開催することを考えております。このため、次回の会議は、予算編成前の10月ごろの開催を目途とし、日時等につきまして、決定後改めてお知らせさせていただきたいと思っております。事務局からは以上であります。

市長 ただいまの説明について、何かご意見はございますか。

ないようでしたら、せっかくの機会ですから、その他、委員の皆様から何かご意見ございますか。

それでは、私の方から2、3点ざつぱらんなお話をさせていただきます。事務局にお聞きしたいと思っております。私は市政を運営するという機会を与えられて、特に最近思っているのは教育、福祉、環境というのがこれからのキーワードでないかなと、このように思っております。特に教育では人づくりと言いますか、人材の育成、こういったところではないかなと思っております。そういった意味もありまして、この新たにこういった教育委員会の改革、こういった法律改正になった根底には、ご存じのとおりいじめの関係がございます。平成23年10月に起きた大津市でのいじめ、大阪の桜宮高校の体罰、そういったところかと思っておりますが、赤穂市において今のいじめだとかあるいは先ほどのようなそういった状況を、概要で結構ですので教えていただきたい。

事務局 先ほど市長の方からいじめに関する概要ということでご質問がありました。ご存じのように平成24年7月にいじめによる動画の事件がありまして、それ以降、赤穂市教育委員会としても学校、地域と一緒に力を合わせて子ども達の自主活動、自立活動の育成等に力を注いできております。市、教育委員会を挙げて学校とともにいじめ・暴力の市民大会等も昨年で2回目、本年も8月に3

回目を予定しております。子ども達の表現する場、考えている事の共有の場ということで、地域の方とともにそういう場を持って、子ども達の支援に当たって行きたいと思っているところであります。

市長 委員の皆様からこの件に関して何かご意見ございますか。
(質疑なし)

市長 もう一つは、子ども子育ての関係で平成27年度から新たな制度が始まっていますけれども、こういう子ども子育ての支援制度の中で、特に幼児教育といえますか、小さい子ども達の教育が非常にこれからの大きな鍵になっていると思っております。OECD（経済協力開発機構）の総会でもそういう幼児教育の重要性というのが言われておりますが、赤穂市においても教育委員会において、幼稚園あるいは保育所が一緒になった活動、教育が行われておりますが、特に今、この段階で何か課題になるようなことがあれば教えていただきたい。

事務局 お手元の赤穂市教育振興基本計画の12ページに重点目標の、教育環境を整える、という第1番目に幼児教育を充実するという方針を打ち出しています。現状と課題では、赤穂市では早くから4、5歳児での希望者全員を幼稚園に入学していただいて幼児教育の充実を図るとともに、現在では預かり保育を全園、全児童に拡大しまして、働く親のお子さんも幼稚園で受け入れる体制をとっております。子育て支援ニーズに対応するため、3歳児保育を含めた幼保一体化や預かり保育等といったことがありますように、平成26年度に定めました子ども子育て支援事業計画につきましては、この赤穂市で3歳児教育をいつから始めるのか、どういう形で始めるのかということが、今現在の課題の一つであります。計画上は最終年度の平成31年度の実施へ向けて検討を重ねているところでありますが、まず問題点の一つとしましては、周辺でも3歳児教育はそれほど普及しておりません。基本的に3歳児と就学前の4、5歳児、教育の内容でありますとかオムツが取れていないといった発達段階での課題もありまして、3歳から5歳までを一様に同じ様な幼児教育を施すといった段階には至っておりません。従いまして、そういう子どもの成長段階に応じた教育をどのようにすればいいのかという教育内容の問題、それから3歳児教育を始めようとすると、基本的には20人を一クラスということで、ざっと見込みますと約20人の幼稚園教諭が必要になります。段階的に一部の園から始めるとすれば別ですけれども、将来的には市内全部で実施するとすると20人あまりの幼稚園教諭の確保が必要になります。そこでもう一つあります子ども園の問題、幼稚園と保育所を一体として教員あるいは保育士の数を減らして、余った人員を幼稚園の3歳児教育に充てるという考えもありますが、単に減るのは園長、所長の管理職の一人で、これは確実に減りますが、大半の部分については従来の幼稚園と保育所が同じ様な形になることから、大幅な人員削減は難しいです。そ

ういう中で、基本的には幼稚園と保育所のそれぞれの施設で教えられる資格を持った職員を採用するとともに、給与等の勤務条件の統一を図って不足する施設で働けるような労働環境を整備しなければならないといった問題があります。それから施設の、当然3歳児の体は小さいですから、それに合わせた便器あるいはおもらし等ありますのでシャワーなど、そういう施設面での整備も必要となってまいります。こういった諸課題がありますから、一概に平成31年度からすると平成30年度にできる訳ではありません。長期的なスパンで計画的な人員採用あるいは課題の整理、職員の研修、給与体系の変更、条例改正、様々な要因がありますので、すでに平成26年度から市内では検討を始めておりますが、平成27年度から固まりました子ども子育て支援事業計画に基づきまして、基本的には平成31年度を目途に3歳児教育ができる体制をとって行きたいと思っております。ただ、国は、幼稚園は3歳児から対象としていますが、本当に赤穂市で3歳児教育が必要なかどうか、働く家庭のお子さんは保育所で保育をさせていただいておりますが、親元で保育、教育が可能な3歳のお子さんを公教育が一括して引き受けるメリット、デメリットがあります。大都市では待機児童対策のために、あるいは遊ぶ環境、教育の環境が乏しいのと危険が多いという問題があつて、公の幼稚園がそういう役割を担っておりますが、地方都市である赤穂市で、家庭で教育、保育ができる3歳児を、本当に公教育の場で引き受けていいものかどうかという議論があります。従いまして、子ども子育て支援計画で平成31年度にしておりますが、それも含めて必要性、あるいはもっと前倒しをすべきという広範な議論、教育委員会での課題検討を含めて、こういう総合教育会議の場でも当然、予算、条例、人といった市長の権限に属する部分がありますので、こういった場でも検討をお願いできたらなと、それは教育委員会の内部で条件整理をした上で、資料を提出させていただいたらなと思っております。

市長

他にご意見ございますか。

ないようでしたら、協議事項については、以上で終わらせていただきます。

他に事務局から連絡事項がありますか。

司会

次回開催につきましては、改めて通知させていただきたいと思っております。

市長

それでは、以上で第1回の総合教育会議は終了いたします。お疲れ様でした。